	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの			九二〇	三九〇	二七〇	二三〇	二〇〇
	外径が一メートル以上のもの			一、八〇〇	七六〇	五五〇	四五〇	四一〇
法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設			占用面積一平方メートルにつき一年	三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が一のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額				
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が二のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額				
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が三以上のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一を乗じて得た額				
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積一平方メートルにつき一年	三、〇〇〇	二、一〇〇	九三〇	四八〇	三三〇
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	地下に設ける通路		占用面積一平方メートルにつき一年	七、六〇〇	一、三〇〇	五六〇	二九〇	二〇〇
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	その他のもの		占用面積一平方メートルにつき一年	三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇
法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積一平方メートルにつき一日	二五〇	四三	一九	一〇	七
法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	その他のもの		占用面積一平方メートルにつき一月	二、五〇〇	四三〇	一九〇	九六	六七
	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積一平方メートルにつき一月	二、五〇〇	四三〇	一九〇	九六	六七
	看板（アーチであるものを除く。）	その他のもの	表示面積一平方メートルにつき一年	二五、〇〇〇	四、三〇〇	一、九〇〇	九六〇	六七〇
	標識		一本につき一年	二、四〇〇	一、〇〇〇	七三〇	六一〇	五四〇

令第七条第一号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	一本につき一日	二五〇	四三	一九	一〇	七
令第七条第一号に掲げる物件	旗ざお	その他のもの	一本につき一月	二、五〇〇	四三〇	一九〇	九六	六七
令第七条第一号に掲げる物件	幕（令第七条第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積一平方メートルにつき一日	二五〇	四三	一九	一〇	七
令第七条第一号に掲げる物件	幕（令第七条第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	その他のもの	その面積一平方メートルにつき一月	二、五〇〇	四三〇	一九〇	九六	六七
令第七条第一号に掲げる物件	アーチ	車道を横断するもの	一基につき一月	二五、〇〇〇	四、三〇〇	一、九〇〇	九六〇	六七〇
令第七条第一号に掲げる物件	アーチ	その他のもの	一基につき一月	三、〇〇〇	二、一〇〇	九三〇	四八〇	三三〇
令第七条第二号に掲げる工作物			占用面積一平方メートルにつき一年	三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇
令第七条第三号に掲げる施設			占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇三三を乗じて得た額				
令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料			占用面積一平方メートルにつき一月	二、五〇〇	四三〇	一九〇	九六	六七
令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設			占用面積一平方メートルにつき一月	三一〇	一三〇	九一	七六	六八
	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該道路の路面の地下を除く。）に設けるもの			Aに〇・〇一〇を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに〇・〇二三を乗じて得た額				